

○安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金交付要綱

令和2年3月26日告示第131号

令和3年3月17日告示第100号

令和4年9月1日告示第411号

安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の空家の利活用を促進することにより、空家への居住者の増加を図り、もって人口増加による地域活性化に資することを目的として、空家の改修工事を実施するための費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 安曇野市空き家バンク実施要綱（平成29年安曇野市告示第125号。以下「空き家バンク要綱」という。）第2条第1号に定める空き家バンクをいう。
- (2) 空き家バンク掲載物件 空き家バンクに掲載されている物件のうち、共同住宅の空き室又は長屋の空き住戸を除いた戸建ての物件をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす個人とする。

- (1) 市税及び国民健康保険税に滞納がないこと。
- (2) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事業とし、補助金の交付の対象となる補助率、補助上限額、補助対象経費及び交付要件は、別表第1のとおりとする。

- (1) ようこそ。安曇野へ 移住者が取得した空き家バンク掲載物件を改修し、快適な住まい環境とすることで定住を促進する事業
 - (2) 活かそう。地域資源 持家のない市内在住者が取得した空き家バンク掲載物件を改修することで地域の資源としての活用を促進し、地域活性化を図る事業
 - (3) おかえり。安曇野へ 移住者の親族が所有する市内の空家の利活用を図るため、住宅を改修し、快適な住まい環境とすることで本市への回帰を促進する事業
 - (4) 長期体験。安曇野くらし 移住者が四季を通じて本市を体験できる定期賃貸借住宅として、空き家バンク掲載物件を改修し、快適な住まい環境とすることで移住を促進する事業
- 2 補助金の交付の対象となる事業は、この補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに完了しなければならない。
- 3 補助対象経費は、国、県又は市の制度による他の補助金を受けていてはならない。
- 4 補助対象経費は、別表第1に規定する補助対象経費の合計額が10万円以上でなければならない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第2に掲げる書類を添えて、事業に着手する20日前までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請をすることができるのは、1戸の空家等について、事業年度及び事業の区分を問わず1回のみとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請の審査を行い、補助金の交付の可否について決定し、安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

(変更等の承認申請)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、その通知を受けた後に申請した内容を変更しようとするときは、安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）に、変更後の補助対象経費の内訳が分かる変更見積書の写しを添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた金額に変更がない場合又は軽微な変更（補助対象経費の100分の10以下の金額の減額を伴う変更をいう。）の場合は、これを要しない。

2 前項の申請をすることなく予定工事金額の増加を伴う事業を行ったときは、補助金額の計算について当該増加はなかったものとみなす。

(変更承認)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、当該変更の承認の可否を決定し、安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の廃止)

第9条 補助事業者が、補助事業を廃止しようとするときは、安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金廃止承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了の日（前条に規定する廃止に係る承認を受けた場合は、当該承認の日）から30日以内又は交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る工事請負契約書の写し
- (2) 改修工事費用の支払に関する領収書の写し
- (3) 第4条第1項第4号に規定する事業において、補助事業者自らが施工を行った場合は、当該事業に係る建具、建材、設備等の納品が確認できる写真及び領収証の写し
- (4) 補助事業者の住民票の写し（実績報告日時点で、対象建物の所在地に住民登録がされていることが分かるもの。ただし、第4条第1項第4号に規定する事業を除く。）
- (5) 事業実施後に撮影した、事業実施箇所の状況が分かる写真

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書を受けた場合において、報告書の審査及び必要に応じて現地審査を行い、その内容が適正と認めるときは、補助金の交付額を確定し、安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知しなければならない。

(補助金交付の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額が確定した者が、補助金の交付を請求しようとするときは、安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金交付請求書（様式第8号）を提出するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 第4条に規定する交付要件に違反したとき。
- (3) その他補助金の使途が不相当と認められるとき。
(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年6月1日から施行する。
(失効)
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定がなされた補助金の交付に係る第13条の規定は、同日以降もなお効力を有する。

附 則 (令和3年3月17日告示第100号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月1日告示第411号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

別表第1 (第4条関係)

区分	補助率	補助 上限 額	補助対象経費	交付要件
ようこそ。 安曇野へ	3分の2 (1,000 円未満切 捨て)	80 万 円	(1) 空き家バンク掲載物件の建物本体に関する改修(修繕、模様替え、改築、増築、設備工事等)に係る費用。ただし、建物本体に固定されない設備及び備品は対象外とする。 (2) 前号に規定する改修に係る既設部分の取り外し、運搬、処分等に係る費用。ただし、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第11条、第12条及び第19条に規定する料金(以下「家電リサイクル料金」という。)を除く。	(1) 補助金申請時に、空き家バンク掲載物件を取得して2年以内であること。 (2) 申請者の補助金申請時の住所地が市外であること又はこの要綱の施行の日以後に市内に住民登録しており、かつ、補助金申請時に転入して2年以内であること。 (3) 対象建物の改修工事終了後、物件所在地に住民登録すること。 (4) 補助金の交付日から10年以上、改修した建物に居住する意思があること。
活かそう。 地域資源	3分の1 (1,000 円未満切 捨て)	30 万 円		(1) 補助金申請時に、空き家バンク掲載物件を取得して2年以内であること。 (2) 申請者の補助金申請時の住所地が市内であること。 (3) 本補助金で改修する建物以外に、申請者又はその配偶者名義の持家が市内にないこと。 (4) 対象建物の改修工事終了後、物件所在地に住民登録すること。 (5) 補助金の交付日から3年以上、改修した建物に居住する意思があること。

<p>おかえり。 安曇野へ</p>	<p>3分の1 (1,000 円未満切 捨て)</p>	<p>50 万 円</p>	<p>(1) 物件の建物本体に関する改修（修繕、模様替え、改築、増築、設備工事等）に係る費用。ただし、建物本体に固定されない設備及び備品は対象外とする。</p> <p>(2) 前号に規定する改修に係る既設部分の取り外し、運搬、処分等に係る費用。ただし、家電リサイクル料金を除く。</p>	<p>(1) 対象物件所有者が、申請者の3親等内の親族（配偶者を除く。以下同じ。）であること又は申請者が対象物件を既に購入又は受贈している場合は、前所有者が申請者の3親等内の親族であること。</p> <p>(2) 補助金申請時に、対象物件を購入、受贈、賃貸借又は使用貸借して2年以内であること又は既に入居している場合は、入居契約日又は入居日から2年以内であること。</p> <p>(3) 申請者が対象建物への居住を始める前の段階で、おおむね1年以上にわたり、居住その他の利用実態がないことが常態であった物件であること。</p> <p>(4) 申請者の補助金申請時の住所地が市外であること又はこの要綱の施行の日以後に市内に住民登録しており、かつ、補助金申請時に転入して2年以内であること。</p> <p>(5) 対象物件を賃貸借又は使用貸借している場合は、本補助金により改修した部分については、原状回復不要であるとの旨を貸主と合意していること。</p> <p>(6) 対象建物の改修工事終了後、物件所在地に住民登録すること。</p> <p>(7) 補助金の交付日から3年以上、改修した建物に居住する意思があること。</p>
-----------------------	---	-------------------	---	--

<p>長期体験。安曇野くらし</p>	<p>3分の1 (1,000 円未満切 捨て)</p>	<p>40 万 円</p>	<p>(1) 空き家バンク掲載物件の建物本体に関する改修（修繕、模様替え、改築、増築、設備工事等）に係る費用。ただし、建物本体に固定されない設備及び備品は対象外とする。</p> <p>(2) 前号に規定する改修に係る既設部分の取り外し、運搬、処分等に係る費用。ただし、家電リサイクル料金を除く。</p> <p>(3) 申請者自らの施工により改修を行う場合、建具、建材、設備等の調達に要する費用。ただし、施工に係る工具購入費、運搬費、燃料費、電気料、器具損料等の間接的な工費を除く。</p>	<p>(1) 補助金申請時に、空き家バンク掲載物件を1年以上の契約期間で定期賃貸借していること。ただし、既に入居している場合は、賃貸借契約日又は入居日から2年以内であること。</p> <p>(2) 申請者の補助金申請時の住所地が市外であること又はこの要綱の施行の日以後に市内に住民登録しており、かつ、補助金申請時に転入して2年以内であること。</p> <p>(3) 本補助金により改修した部分については、原状回復不要であるとの旨を貸主と合意していること。</p> <p>(4) 補助金の交付日から定期賃貸借契約満了までの期間又は1年のいずれか短い期間、改修した建物に居住する意思があること。</p>
--------------------	---	-------------------	--	---

別表第2 (第5条関係)

添付書類名 区分	ようこそ。 安曇野へ	活かそう。 地域資源	おかえり。 安曇野へ	長期体験。 安曇野くらし
安曇野市移住等空家改修利活用促進事業に係る誓約書兼同意書 (様式第9号)	○	○	○	○
補助対象経費の内訳が分かる見積書の写し	○	○	○	○
申請者の住民票の写し	○	○	○	○
対象建物の位置図	○	○	○	○
事業実施前に撮影した、事業実施箇所の状況が分かる写真	○	○	○	○
対象建物の登記事項証明書 (全部事項証明書) の写し	○	○	○	
対象建物に関する、空き家バンク要綱第11条第2項に定める契約締結報告書の写し	○	○		○
申請者及びその配偶者の安曇野市の資産証明書又は無資産証明書の写し		○		
戸籍謄本の写し、除籍謄本の写し、遺産分割協議書の写し、親族図等により対象建物の所有者等と申請者及び他の共有者との間の親族関係が分かる書類			○	
対象建物の定期賃貸借契約書等の写し (本補助金で施工した部分は原状回復不要との合意が確認できる書面含む。)			契約書がある場合提出	○
安曇野市移住等空家改修利活用促進事業に係る関係者同意書 (様式第10号)	関係者が存する場合提出	関係者が存する場合提出	関係者が存する場合提出	

様式第1号 (第5条関係)

安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者

住所

氏名

印

連絡先

次のとおり安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金を交付されるよう申請します。

1 補助事業の区分	<input type="checkbox"/> ようこそ。安曇野へ (移 住：空家の取得改修) <input type="checkbox"/> 活かそう。地域資源 (市内在住：空家の取得改修) <input type="checkbox"/> おかえり。安曇野へ (移 住：親族所有の空家改修) <input type="checkbox"/> 長期体験。安曇野暮らし (移 住：空家の定期賃貸改修)
2 対象建物の所在地	安曇野市
3 対象建物の取得、賃貸借契約又は使用貸借契約年月日	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(賃貸借契約又は使用貸借の場合：契約期間 年 か月 / 無期限)</p>
4 申請者の転入 (予定) 日	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>
5 改修工事の概要	<input type="checkbox"/> 断熱改修工事 (ペアガラス、断熱材等) <input type="checkbox"/> 外装工事 (塗装、屋根ふき替え等) <input type="checkbox"/> 内装工事 (壁紙、建具、畳替え等) <input type="checkbox"/> 設備工事 (水回り設備、空調機設置等) <input type="checkbox"/> 間取りの変更等を伴う増改築工事 <input type="checkbox"/> 申請者自らが施工する工事 (建具、建材及び設備等調達費) <input type="checkbox"/> その他 ()
6 補助事業に要する経費の額	円
7 交付を受けようとする補助金の額	(1,000円未満切捨て) 円
8 事業予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
9 添付書類	<input type="checkbox"/> 安曇野市移住等空家改修利活用促進事業に係る誓約書兼同意書 (様式第9号) <input type="checkbox"/> 補助対象経費の内訳が分かる見積書の写し <input type="checkbox"/> 申請者の住民票の写し <input type="checkbox"/> 対象建物の位置図 <input type="checkbox"/> 事業実施前に撮影した、事業実施箇所の状況が分かる写真 <input type="checkbox"/> 対象建物の登記事項証明書 (全部事項証明書) の写し <input type="checkbox"/> 対象建物に関する、空き家バンク要綱第11条第2項に定める契約締結報告書の写し <input type="checkbox"/> 申請者及びその配偶者の安曇野市における資産証明書又は無資産証明書の写し <input type="checkbox"/> 戸籍謄本の写し、除籍謄本の写し、遺産分割協議書の写し、親族図等により対象建物の所有者等と申請者及び他の共有者との間の親族関係が分かる書類 <input type="checkbox"/> 対象建物の定期賃貸借契約書等の写し (本補助金で施行した部分は原状回復不要との合意が確認できる書面含む。) <input type="checkbox"/> 安曇野市移住等空家改修利活用促進事業に係る関係者同意書 (様式第10号)

様式第2号（第6条関係）

安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号

申 請 者

様

年 月 日付で申請のあった安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金について、下記のとおり交付（不交付）決定をしましたので、通知します。

年 月 日

安曇野市長



記

1 交付決定された補助金の額

円

2 交付の条件

- (1) 補助金により取得した財産又は効用の増加した財産を適正に管理すること。
- (2) 補助金に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（市長が指示する軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長の承認を求めること。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき、又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときも含む。）は、市長の承認を求めること。
- (4) 補助事業の完了により、当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められるときは、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する額を市に納付すること。
- (5) 交付を取り消し、又は交付する額を超える補助金が交付されたため、補助金の返還を求めたときは、納期日までに補助金を返還すること。なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付すること。
- (6) 安曇野市補助金等交付規則に基づく市長の指示に従うこと。

3 不交付の場合の理由

様式第3号 (第7条関係)

安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者

住所

氏名

印

連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金について、次のとおり変更されるよう申請します。

1 補助事業の区分	<input type="checkbox"/> ようこそ。安曇野へ (移 住：空家の取得改修) <input type="checkbox"/> 活かそう。地域資源 (市内在住：空家の取得改修) <input type="checkbox"/> おかえり。安曇野へ (移 住：親族所有の空家改修) <input type="checkbox"/> 長期体験。安曇野暮らし (移 住：空家の定期賃貸改修)
2 対象建物の所在地	安曇野市
3 補助事業に要する経費の額	<div style="text-align: right;">円</div> (変更前の額： 円)
4 交付を受けようとする補助金の額	(1,000円未満切捨て) <div style="text-align: right;">円</div> (交付決定額： 円)
5 変更の内容及び変更の理由	
6 添付書類	<input type="checkbox"/> 変更後の補助対象経費の内訳が分かる変更見積書の写し

様式第4号 (第8条関係)

安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金変更承認（不承認）通知書

第 号

申 請 者

様

年 月 日付けで交付決定した安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金
円について、年 月 日付けの変更申請を承認（不承認）したので、通知します。

年 月 日

安曇野市長



記

1 変更承認された補助金の交付決定額

円

2 不承認の場合の理由

様式第5号 (第9条関係)

安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金廃止承認申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者

住所

氏名

㊟

連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金について、次のとおり廃止したいので承認されるよう申請します。

1 承認を求める事項

2 廃止の理由

様式第6号 (第10条関係)

安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者

住所

氏名

印

連絡先

年 月 日付け 第 号に係る事業が次のとおり完了したので
報告します。

1 補助事業の区分	<input type="checkbox"/> ようこそ。安曇野へ (移 住：空家の取得改修) <input type="checkbox"/> 活かそう。地域資源 (市内在住：空家の取得改修) <input type="checkbox"/> おかえり。安曇野へ (移 住：親族所有の空家改修) <input type="checkbox"/> 長期体験。安曇野暮らし (移 住：空家の定期賃貸改修)
2 対象建物の所在地	安曇野市
3 改修工事完了日	年 月 日
4 上記所在地へ転居した日	(「長期体験。安曇野暮らし」の場合は記載不要) 年 月 日
5 補助事業に要した経費の額	円
6 交付を受けようとする補助金の額	(1,000円未満切捨て) 円
7 添付書類	<input type="checkbox"/> 補助事業に係る工事請負契約書の写し <input type="checkbox"/> 改修工事費用の支払に関する領収書の写し <input type="checkbox"/> 補助事業に係る建具、建材、設備等の納品が確認できる写真及び領収書の写し(「長期体験。安曇野暮らし」の申請者のうち、申請者自らが施工した場合に限る。) <input type="checkbox"/> 補助事業者の住民票の写し(実績報告日時点で、対象建物の所在地に住民登録がされていることが分かるもの。ただし、「長期体験。安曇野暮らし」の申請者を除く。) <input type="checkbox"/> 事業実施後に撮影した、事業実施箇所の状況が分かる写真

様式第7号 (第11条関係)

安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金確定通知書

第 号

申 請 者
様

年 月 日付けで報告のあった安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金実績報告書を審査した結果、下記の額を当該補助事業に対する補助金等として確定します。

年 月 日

安曇野市長



記

金額 円

様式第8号 (第12条関係)

安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金交付請求書

金 円

年 月 日付け 第 号によって交付の確定のあった安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金を請求します。

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者

住所

氏名

連絡先

印

口座振替金融機関		口座番号	普通・当座
金融機関名	支店・支所	フリガナ	
		口座名義	

様式第9号 (別表第2関係)

安曇野市移住等空家改修利活用促進事業に係る誓約書兼同意書

安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金の交付申請に当たり、下記のとおり誓約し、同意します。

○誓約事項

- 1 現に対象建物の住所に居住していない場合は、補助事業に係る改修工事の完了後、実績報告の提出までに速やかに住民登録を対象建物の所在地に異動し、生活の拠点とします。(ただし、「長期体験。安曇野くらし」の申請者を除く。)
- 2 上記の異動後、補助金の交付日から起算して、「ようこそ。安曇野へ」の申請者の場合は10年間、「おかえり。安曇野へ」又は「活かそう。地域資源」の申請者の場合は3年間、「長期体験。安曇野くらし」の申請者の場合は、定期賃貸借契約満了までの期間又は1年のいずれか短い期間は、当該住所から転居・転出をしません。また、その間、補助事業に係る建物及び敷地について、第三者に譲渡し、交換し、又は貸付けに供することをしません。
- 3 「おかえり。安曇野へ」又は「長期体験。安曇野くらし」の申請者のうち、貸借物件を改修工事する場合は、あらかじめ工事の規模及び工事の内容について所有者等へ説明し、本補助金により改修した部分については、原状回復不要であるとの旨を両者で合意した上で施工します。また、本事業の実施において、所有者等との紛争が起きた場合は、交付申請年度内に当事者間の責において解決します。
- 4 「おかえり。安曇野へ」の申請者である場合、対象物件は申請者が対象建物への居住を始める前の段階で、おおむね1年以上にわたり、居住その他の利用実態がないことが常態であった物件であることを誓約します。また、補助金申請日時点で、購入、受贈、賃貸借契約又は使用貸借契約して2年以内であることを誓約します。
- 5 上記誓約事項に違反する場合は、市の指示に従い、交付を受けた補助金の全部又は一部を直ちに返還します。この場合において、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付します。

○同意事項

- 1 この補助金の申請に関して、市が申請者に関する納税状況、住民登録事項、所有する財産の状況、その他審査に必要な事項について、調査・照会・閲覧することに同意します。
- 2 この補助金の申請に係る物件については、市が審査に必要な限り、物件の敷地内に立ち入って調査を実施すること及び当該物件の固定資産税課税状況、電気や上下水道に係る契約状況、所有者等の入所・入院に関する状況等について、関係機関へ情報を照会し調査することに同意します。

(宛先) 安曇野市長

年 月 日

申請者

住所

氏名

印

様式第10号 (別表第2関係)

安曇野市移住等空家改修利活用促進事業に係る関係者同意書

下記の対象物件に関する安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金の申請について、申請者が補助事業を実施し、また、補助金の交付を受けることについて同意します。また、この補助金の申請に関して申請者等との間に争いが生じた場合には、当事者間において解決することに同意します。

なお、同じ物件に対しての補助事業の申請は、申請年度及び事業の区分を問わず1回限りであることについて了承しました。

記

1 補助申請者

住所

氏名

2 補助の対象となる物件の所在地

安曇野市

3 補助事業の区分 (申請区分にレ点を記載)

- ようこそ。安曇野へ (移 住：空家の取得改修)
- 活かそう。地域資源 (市内在住：空家の取得改修)
- おかえり。安曇野へ (移 住：親族所有の空家改修)
- 長期体験。安曇野くらし (移 住：空家の定期賃貸改修)

(宛先) 安曇野市長

年 月 日

住所

氏名

印

申請者との関係 (該当するものにレ点を記載)

- 対象物件の共有の所有者 (法定相続人を含む。)
- 対象物件の建物の貸主
- その他 ()

*この同意書は、関係者が複数人存する場合は、それぞれ1枚ずつ必要です。